

平成27年1月30日

総務企画局

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の答申について

1 経緯

平成22年10月1日に施行された本市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」については、第29条の規定により「市は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。」とともに、「条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

このため、市長の附属機関として設置した「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」において、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しに関する事項について審議が行われ、平成26年12月22日に、市長が評価検討委員会の委員長より答申を受けた。

2 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会について

学識経験者、市民公募委員など10名で構成（委員名簿は、別紙1のとおり）

3 審議経過

回	日程	議事
第1回	H26. 5. 22	○委員会の運営について（委員長選出、スケジュール確認） ○委員会の役割、審議の進め方の確認
第2回	H26. 7. 25	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 ※情報共有、市民参画を中心に議論
第3回	H26. 8. 22	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 ※コミュニティに関する取り組みを中心に議論
第4回	H26. 10. 7	○答申（案）の検討
第5回	H26. 12. 19	○答申（案）の検討・承認

委員会においては、条例に基づく市の取り組み全般について、条例の趣旨に沿ったものとなっているか条項ごとに事業等の実績や成果等から検証し、課題がある項目については、見直しの方向性が示された。

特に市民自治の推進において核となる「情報共有」「市民参画」「コミュニティ」について、集中的に審議が行われた。

4 答申のポイント

(1) 総論

条例に基づくまちづくりを進めていくためには、自治の主体である市民、議会、市長等（行政）が条例の趣旨を理解することは不可欠であり、条例に対する理解を深める取り組み（広報、職員研修等）は、今後も継続的に進めていくことが必要。

まちづくりにおける「自助、共助、公助」の視点を踏まえ、市民が主体的にまちのことを考え、主体的に行動し、それを行政が支援するという基本的な認識を、市と市民が共有することが必要。

<見直しの方向性>

- 条例に対する理解を深める取り組みの継続的な実施
- 「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の適切な役割分担の推進

(2) 情報共有

市民の世代や関心に応じ、きめ細かな情報提供を行うためには、情報を提供する方法を適切に選択すると共に、伝えるべき情報の優先度を踏まえ、強弱を付けた発信方法の工夫なども必要。その際、自ら情報を入手することが困難な市民（高齢者など）への配慮や、市民の市政への関心を高めるため、市政の課題などに関する情報発信を強化することが必要。

市民が市政に関心を持ち、市政に関する情報を自ら入手しようとする姿勢も重要であり、そうした意識の醸成も必要。

このほか、地域におけるコミュニティの情報発信を、市が支援することも、市民自治の基盤を広げていく観点から有効であり、今後検討が必要。

<見直しの方向性>

- 世代や、関心分野に応じた多様な手法による情報発信
- 提供する情報の整理や強弱など発信方法の工夫
- 市政への関心を高める情報提供
- 様々なコミュニティの情報発信への支援

(3) 市民参画

市民の市政への参画意欲が、市政に対する意見や提案などの具体的な行動に繋がっていないことが伺えるため、市民の意見が市に届き、市は、それに適切に対応していることを、市民に実感してもらうことが必要。

市民と市職員が、日常的なコミュニケーションの中で信頼関係を築くことで、市民の市政への参画意欲をより高めていくことも必要。

<見直しの方向性>

- 市民参画の意義や制度等の市民への周知
- 個々の市民参画制度について、より市民が参画しやすくなるよう仕組みの改善
- 市と市民の日常的なコミュニケーションの機会の拡充、活性化

(4) コミュニティ

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と考える市民は約9割にのぼる一方、実際に地域活動を経験したことがある人の割合は、約半数程度となっている。

東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害の発生を契機に、地域におけるコミュニティの役割の重要性の認識が高まっている中、市民のまちづくりへの参加意欲を具体的な行動に繋げ、コミュニティの活動を活性化させていくことが必要。

<見直しの方向性>

- コミュニティの重要性についての共通理解の醸成
- まちづくりを担う人材の育成
- 自治会・町内会、NPO・ボランティア団体等の活性化・活動促進
- 多様な活動主体による協働の推進
- まちづくり協議会の活性化、市民センターを使いやすくする工夫
- 地域のまちづくり活動に関する情報提供の強化ときっかけづくり
- 市職員のまちづくりへの参加

(5) 条例の見直しについて

委員会が指摘した課題は、市民、議会、市長等（行政）が、より一層条例に対する理解を深め、自治において果たすべき役割や責務を深く認識した上で、まちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくことが可能と考えるため、現時点においては条例の特定の条文の改正、追加を行う必要は特に認められない。

「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」委員名簿

<敬称略、五十音順>

氏 名	所属・役職等
安部 高子	株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁	公募委員
太田 康子	北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子	前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂	NPO法人STEP・北九州 理事
中禮 萌	公募委員
本田 美智子	公募委員
宮原 深海	門司区社会福祉協議会会長
森 裕亮	北九州市立大学法学部准教授
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 九州国際大学客員教授